

5 年 保 存
秘
有 ・ 無制限
平成 23 年 7 月 22 日から 平成 28 年 7 月 21 日まで

基 監 発 0722 第 1 号
基安労発 0722 第 1 号
平成 23 年 7 月 22 日

関係都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局
監 督 課 長
安全衛生部労働衛生課長
(契 印 省 略)

原子力発電所に対する被ばく線量管理に係る立入調査の実施について

原子力発電所における被ばく管理対策等の徹底については、平成 12 年 9 月 19 日付け基発第 581 号「原子力施設における放射線業務に係る安全衛生管理対策の強化について」、同日付け基発第 582 号「原子力施設に対する監督指導について」等（以下「関係局長通達」という。）により指示されているところであるが、東日本大震災に起因して発生した東京電力福島第一原子力発電所（以下「東電福島第一原発」という。）の事故の収束に係る緊急作業に従事する労働者については、内部被ばく線量の測定及び評価が遅れるなど、線量管理が適切に行われていない状況がみられる。

については、関係局長通達に基づく指導について、下記により原子力発電所（東電福島第一原発を除く。）に対する立入調査等を行うことによって、被ばく線量管理の状況について確認を行うこととしたので、遺漏なきを期されたい。

記

1 調査事項

関係局長通達に示されている重点事項について確実に確認を行うものとするが、特に、次の事項について重点的に確認を行うこと。

(1)

ア

[Redacted content]

イ
ウ
(2)
ア
イ
ウ

2 報告等

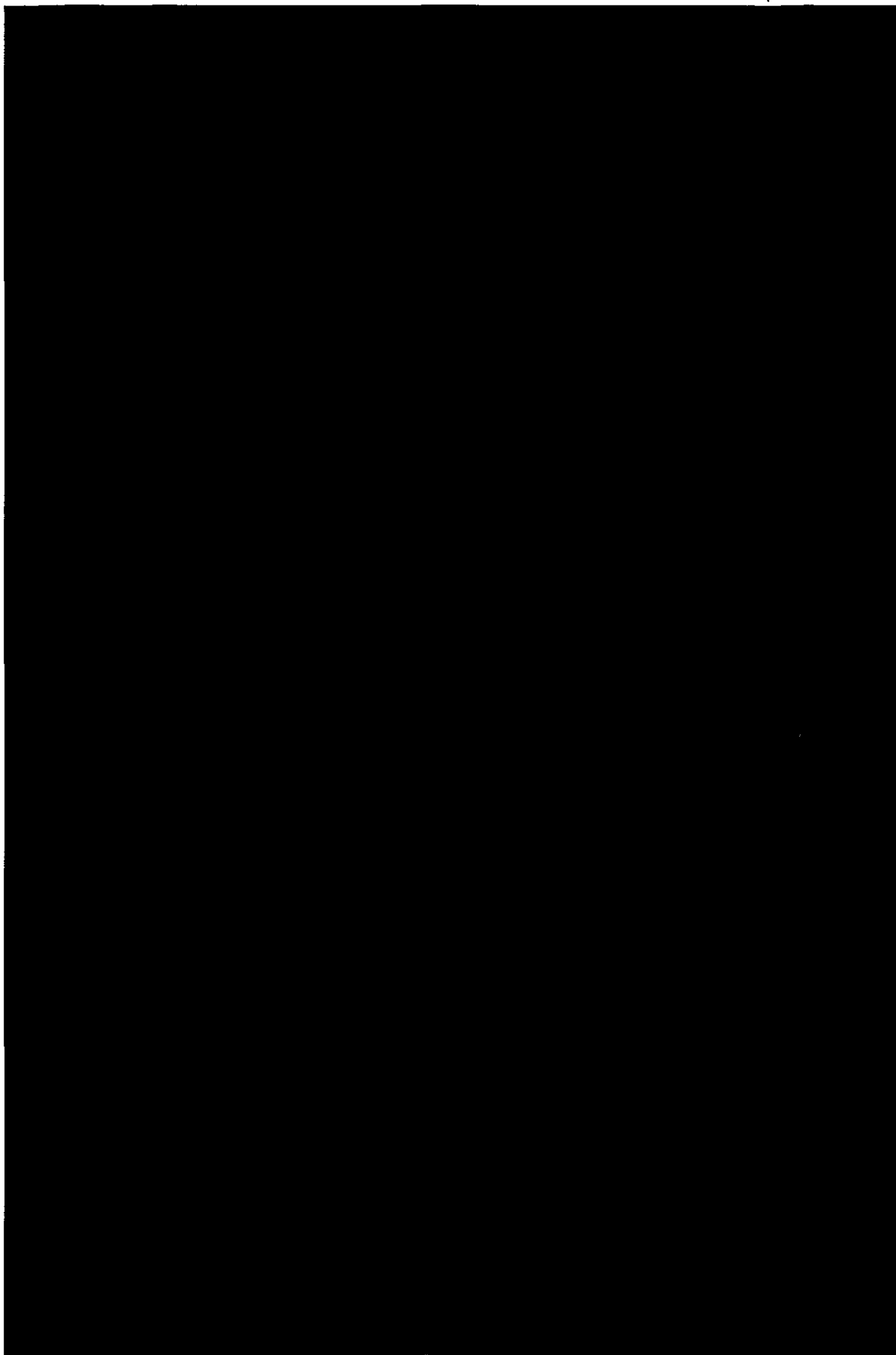
- (1) 1の調査事項について、別添の付表により、平成23年8月12日までに本省東電福島第一原発作業員健康対策室に報告すること。
- (2) 原子力発電所に対し、

原子力発電所に対する立入調査付表

I 発電所の概況 (原子力事業者について記入すること)

調 査 年 月 日	平成 年 月 日	調 査 実 施 局 署	局 署
事 業 場 名		所 在 地	
代 表 者 名 職 氏 名		放 射 線 管 理 責 任 者 職 氏 名	
労 働 者 数	男 計 人 女 人	面 接 者 名 職 氏 名	
放 射 線 業 務 従 事 者 数	男 計 人 女 人	放 射 線 管 理 手 帳 所 有 者 数 (申 請 中 の 者)	男 人 () 人 女 人 () 人 計 人 () 人
調 査 時 刻 稼 働 状 況	号機	☐ 稼働中 ☐ 停止中 ☐ 定期検査中 ☐ その他 ()	
	号機	☐ 稼働中 ☐ 停止中 ☐ 定期検査中 ☐ その他 ()	
	号機	☐ 稼働中 ☐ 停止中 ☐ 定期検査中 ☐ その他 ()	
	号機	☐ 稼働中 ☐ 停止中 ☐ 定期検査中 ☐ その他 ()	
	号機	☐ 稼働中 ☐ 停止中 ☐ 定期検査中 ☐ その他 ()	
	号機	☐ 稼働中 ☐ 停止中 ☐ 定期検査中 ☐ その他 ()	
	号機	☐ 稼働中 ☐ 停止中 ☐ 定期検査中 ☐ その他 ()	

II



(調査時点の状況を記入すること)

[Redacted content]